

# 三重県農産物検査に関する事務処理要領

|      |                  |
|------|------------------|
| 制定   | 平成 28 年 3 月 29 日 |
| 一部改正 | 平成 29 年 3 月 16 日 |
| 一部改正 | 平成 30 年 2 月 7 日  |
| 一部改正 | 平成 30 年 2 月 23 日 |
| 一部改正 | 平成 30 年 5 月 22 日 |
| 一部改正 | 令和元年 11 月 12 日   |
| 一部改正 | 令和 3 年 2 月 15 日  |
| 一部改正 | 令和 3 年 4 月 1 日   |
| 一部改正 | 令和 3 年 11 月 19 日 |
| 全部改正 | 令和 5 年 3 月 31 日  |

農産物検査制度の適確かつ円滑な実施に当たっては、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）、農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号。以下「令」という。）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「国要領」という。）、関係告示及び三重県農産物検査法施行細則（平成 28 年三重県規則第 38 号。以下「県細則」という。）、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 条）に基づくほか、以下に定めるところによる。

## I 地域登録検査機関の登録等

### 第 I 地域登録検査機関の登録等

登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録の申請が三重県に到達してから、三重県知事（以下「知事」という。）が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。

なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。

| 処分名                 | 標準処理期間 |
|---------------------|--------|
| 地域登録検査機関の登録         | 30日    |
| 地域登録検査機関の登録更新及び変更登録 | 20日    |

（注）書類の不備による補正に要した期間及び行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に定める行政機関の休日は、標準処理期間に算入しない。

## 1 登録等の申請書の提出等

- (1) 地域登録検査機関の登録等及び変更登録を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、規則第13条第1項各号又は同第19条各号に掲げる事項を記載した地域登録検査機関の登録(登録更新、変更登録)申請書(以下「登録等申請書」という。)(県細則第1号様式)を、申請者の主たる事務所の住所地を管轄する都道府県知事に提出する。

なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、三重県農林水産部農産物安全・流通課(以下「県」という。)に事前相談を行うことができる。
- (2) 更新の際、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けている地域登録検査機関において改善に向けた状況が確認できないなど、更新に当たって疑義が生じる場合には、知事は、東海農政局と連携し、対応を検討する。

なお、過去に提出された申請書類に変更がない旨の書面が提出された場合は、提出された書類のうち最新のものにより審査することができる。
- (3) (1)により登録等申請書(県細則第1号様式)の提出を受けた知事は、直ちに2により当該申請書を審査する。

## 2 登録等の実施

- (1) 知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第17条第2項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第18号による検査機関登録台帳(様式1)に法第17条第4項各号に掲げる事項及び規則第17条に定める農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第14条第2項の規定に基づき、規則別記様式第19号による農産物検査員証(様式2)を交付する。
- (2) 知事は、国内産農産物の品位等検査の登録に当たり、法第17条第2項第1号に定める農産物検査員及び第2号に定める機械器具その他の設備の要件に適合していることを確認し、登録する。

また、外国産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の事務所が少なくとも1箇所あり、当該事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が2名以上(うち常駐者1名)いることを確認し、登録する。
- (3) 農産物検査員の数については、以下の検査員を確保していることを確認する。
  - ア 品位等検査にあつては農産物の種類ごとの1年間の検査見込数量(トンで表した量という。)
  - イ 成分検査にあつては1年間の検査見込件数を、それぞれ規則第15条第3項各号に掲げる数で除して得た数(小数点以下の端数は切り上げる。)
- (4) 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書(様式3)を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書(様式4)を、遅滞なく、申請者に送付する。

(5) 次に掲げる公示は、知事が三重県公報に登載して行うとともに、東海農政局長と公示内容を共有するものとする。

ア 法第 17 条第 6 項 [\(様式 5-1\)](#) (法第 18 条第 3 項 [\(様式 5-2\)](#) 及び第 19 条第 3 項 [\(様式 5-3\)](#) において準用する場合を含む。) の規定による登録等の公示

イ 法第 17 条第 9 項 [\(様式 5-4\)](#)、[\(様式 5-5\)](#) の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示

ウ 業務の休止延長の届出の公示 [\(様式 5-6\)](#)

エ 法第 18 条第 4 項 [\(様式 5-7\)](#) の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

(6) 知事は、(5) により掲示板等に掲載するほか、農産物検査の円滑な運営が確保されるよう一般の閲覧に供するため、[登録検査機関一覧表\(参考文書 1\)](#) に記載された項目を県ホームページに掲載する。

### 3 登録の更新

地域登録検査機関は、前回登録の有効期間の満了を迎える 5 年を経過するまでに、[登録等申請書\(県細則第 1 号様式\)](#) に登録と同様の資料を添付して知事に提出し、手続きを完了する必要がある。

### 4 変更登録

地域登録検査機関は、法第 19 条の規定による記載内容(登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、登録の区分、登録検査機関が農産物検査を行う区域)を変更しようとするときは、[登録等申請書\(県細則第 1 号様式\)](#) に変更内容に関連する書類を添付して知事に提出する。

### 5 登録事項の変更の届出等

(1) 地域登録検査機関は、法第 17 条第 7 項の規定による登録事項の変更の届出(法第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。)は、以下により[登録事項変更届出書\(県細則第 2 号様式\)](#) を知事に届け出る。

なお、地域登録検査機関は、届出に先立って相談を希望する場合、県に事前相談を行うことができる。

ア 法第 17 条第 4 項第 2 号に関する場合

(登録検査機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を変更したとき。)

イ 法第 17 条第 4 項第 6 号に関する場合

(法第 28 条に定める成分検査業務の受委託をする場合、契約相手方の登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したとき。)

ウ 法第 17 条第 4 項第 7 号に関する場合

(農産物検査を行う農産物検査員の氏名、農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を変更したとき。)

(2) 法第 17 条第 8 項の規定による地域登録検査機関の業務の休止及び廃止の届出は、[地域登録検査機関業務休止\(廃止\)届出書\(県細則第 3 号様式\)](#) により知事に届け出る。

- (3) (2)で業務の休止を届け出た地域登録検査機関について、休止する期間末日までに、当該発生理由が止まない場合、[地域登録検査機関業務休止延長届出書\(任意様式1\)](#)により業務の休止延長を知事に届け出る。
- (4) (1)から(3)の届出を受けた知事は、[登録台帳\(様式1\)](#)の記載事項の変更を行う。

## 6 農産物検査業務規程の届出等

### (1) 業務規程の届出先等(法第21条第1項)

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を[様式例第1号](#)の内容に倣って作成し、[業務規程で定めた様式\(規程様式\)](#)を添付し、申請書を提出した知事に届け出る。

また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様に、[農産物検査業務規程変更届出書\(任意様式2\)](#)により知事に届け出る。

なお、地域登録検査機関は、届出に先立って相談を希望する場合、県に事前相談を行うことができる。

### (2) 業務規程の確認等

業務規程の届出を受けた知事は、確認を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずる。

なお、知事は、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができる。

## 第2 成分検査に関する業務の受委託

### 1 委託の届出

法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の地域登録検査機関に委託しようとする成分検査を行う地域登録検査機関(以下「[委託地域登録検査機関](#)」という。)は、規則第24条第1項の規定に基づき、[成分検査業務委託届出書\(様式6\)](#)を作成し、あらかじめ知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

### 2 成分検査委託業務規程の作成

委託地域登録検査機関は、規則第24条第3項に規定する委託する業務に関する準則(以下「[成分検査委託業務規程](#)」という。)を[様式例第2号](#)に倣って作成し、当該業務を受託する地域登録検査機関(以下「[受託地域登録検査機関](#)」という。)に示す。

なお、当該成分検査委託業務規程については、1の届出と併せて知事に届け出る。

### 3 受託地域登録検査機関の受託の届出

成分検査委託業務規程を示された受託地域登録検査機関は、[登録事項変更届出書（県細則第2号様式）](#)に委託地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、知事に届け出る。

なお、当該届出にあっては、委託地域登録検査機関から示された成分検査委託業務規程の写しを添付する。

### 4 委託事項変更の届出

委託地域登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、[成分検査業務委託届出書（様式6）](#)をあらかじめ知事に届け出るとともに受託地域登録検査機関に通知する。

なお、委託の内容の変更に伴い成分検査委託業務規程を変更したときは、受託地域登録検査機関に送付するとともに[成分検査業務委託届出書（様式6）](#)と併せて、知事に届け出る。

### 5 受委託先の登録事項変更の届出

委託地域登録検査機関又は受託地域登録検査機関は、法第17条第4項第6号に規定する当該地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、当該受委託に係る契約相手方に通知する。

変更の通知を受け取った委託地域登録検査機関又は受託地域登録検査機関は、[登録事項変更届出書（県細則第2号様式）](#)を知事に届け出る。

### 6 公示

(1) 知事は、[成分検査業務委託届出書（様式6）](#)による届出があった場合は、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の2(5)アにより公示する。  
また、委託事項を変更しようとするときも同様とする。

(2) 知事は、当該委託地域登録検査機関及び受託地域登録検査機関より受委託の内容の変更に伴う[登録事項変更届出書（県細則第2号様式）](#)による届出があった場合は、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の2(5)イにより公示する。

## 第3 農産物検査員証等の再交付の届出

### 1 記載内容の変更

地域登録検査機関は、農産物検査員証の記載内容のうち、地域登録検査機関の名称、農産物検査を行う農産物検査員の氏名、農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類に変更が生じたときは、知事に法第17条第7項による[登録事項変更届出書（県細則第2号様式）](#)を届け出る。

また、地域登録検査機関が農産物検査を行う区域に変更が生じたときは、法第19条による[登録等申請書（県細則第1号様式）](#)を申請するとともに、当該農産物検査員証を返納する。

## 2 再交付

農産物検査員証を紛失した場合は、[再交付願\(紛失届\)\(様式7\)](#)により再交付の申請を行う。  
なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番(第〇〇-〇号)とする。

## 3 登録抹消

地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、[検査機関登録台帳の登録抹消願書\(様式8\)](#)により、知事に届け出るとともに、農産物検査員証を返納する。

## 第4 登録年月日、登録番号及び登録の有効期間

地域登録検査機関の登録番号、登録年月日は、更新登録又は変更登録を行っても変更しない。  
また、登録の有効期間は、変更登録を行っても延長しない。

## II 農林水産大臣に対する検査結果・申出・行政処分の報告

### 第1 農産物検査の検査結果報告等

#### 1 報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第3項及び規則第20条で定める農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件(平成13年3月22日農林水産省告示第445号。以下「[報告規程\(参考文書2\)](#)」という。)により、規則第20条に掲げる事項を記載した[報告書\(県細則第4号様式から第10号様式\)](#)を作成する。

なお、報告書の内容は、電子記録媒体を利用して作成することができることとする。

#### 2 報告書の提出

地域登録検査機関は、1の報告書を[報告規程\(参考文書2\)](#)に定める期日(原則翌月10日)までに、知事に提出する。

また、インターネット回線(電子メール等)を利用して提出する場合には、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農林水産省令第21号)第4条第3項の規定は、適用しない。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

#### 3 報告書の取りまとめ等

令第5条第3項及び規則第28条第2項に基づき、地域登録検査機関から報告書の提出を受けた知事は、提出された検査結果を国要領別紙14 [別表](#)に掲げる様式に取りまとめ、[同別表](#)に掲げる期日(都道府県知事の報告期日)までに電子メール等により東海農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ東海農政局長に報告する。

#### 4 地域登録検査機関の登録状況報告

知事は、前年度の地域登録検査機関の登録状況（報告様式1-1から様式1-3）について、取りまとめるとともに、毎年4月15日までに東海農政局長宛て電子メールにより報告する。

地域登録検査機関が法に違反したことによる行政処分又は文書指導の措置を受けている場合は、当該様式に行政処分の措置年月日、内容及びその対応状況について記載するものとする。

また、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

#### 5 業務規程に規定された選択銘柄の共有

知事は、地域登録検査機関から選択銘柄に係る業務規程の届出があった場合は、登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧表（三重県）（報告様式2）にとりまとめ、東海農政局長と共有する。

## 第2 農林水産大臣に対する申出の取扱い

### 1 申出書の提出

法第33条第1項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、申出に係る農産物に法第13条第1項の規定による表示（検査証明）を付し、又は検査証明書を交付した登録検査機関が地域登録検査機関である場合は、申出書（申出様式1）（正副3通）を知事に提出して、申出を行う。

### 2 調査体制の整備

#### （1）申出受付窓口の設置等

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ県に申出受付窓口を開設する。

申出書の受付に当たっては、国要領別紙12「農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル」に基づいて、説明、確認及び聴き取りを行い、農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票（申出様式2）に記録する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出者の負担とする。

#### （2）申出の対応方針等の検討

ア 知事は、調査委員会を農産物安全・流通課に常置しておく。

イ 調査委員会の委員長は農産物安全・流通課長とする。

ウ 調査委員会は、原則として農産物安全・流通課及び農産物安全・流通課長が必要に応じて指名する担当課により構成し、事務局は農産物安全・流通課とする。

エ 調査委員会の委員は、原則として農産物安全・流通課の職員及びそれぞれの担当課長とする。

なお、必要に応じて各担当課の職員を委員とすることができる。

- (3) 調査委員会は、次に掲げる場合に開催する。
- ア 申出書の受付があった場合
  - イ 申出に係る事項について、申出者又は地域登録検査機関等に対し調査を実施する場合
  - ウ 調査の結果について取りまとめを行う場合
  - エ 申出者に対する回答及び地域登録検査機関に対する措置について、検討及び決定を行う場合
  - オ 委員から開催の要望があった場合において、委員長が必要と認めた場合
- (4) 調査委員会を開催した場合は、その概要について農林水産大臣に対する申出に係る調査委員会記録票（申出様式3）に記録しておく。

### 3 調査の実施等

- (1) 申出を受理した知事は、国要領別紙12「農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル」に基づいて、聴き取りを行う。
- (2) 知事は、調査委員会を開催し、当該申出の内容及び申出者からの聴取内容について検討した結果、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断した場合は、当該申出は受理しないものとし、不受理とした理由を記載した農林水産大臣に対する申出に係る不受理通知書（申出様式4）をもってその旨を通知する。
- また、通知は原則として手交により行うこととし、この際、必要に応じて口頭による説明を行う。
- なお、知事は、申出者に説明した後、その旨を東海農政局に報告する。
- (3) 知事は、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断できない場合は、国要領別紙12「農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル」により速やかに調査等を実施する。
- (4) 知事は、申出に係る調査が他の都道府県に及ぶ場合又は農産物の鑑定及び計測等の技術面の調査について東海農政局長に協力を求める場合は、次に掲げる書類により調査協力依頼を行うものとする。
- ア 農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票（申出様式2）
  - イ 農林水産大臣に対する申出に係る調査協力依頼（申出様式5）
- (5) 調査結果については次に掲げる報告書に取りまとめ、東海農政局長に直ちに報告する。
- ア 試料採取状況及び包装（又は票せん）等の確保状況報告書（申出様式6）
  - イ 鑑定及び計測結果報告書（申出様式7）
  - ウ 保管状況（又は運送状況）調査報告書（申出様式8）
  - エ 地域登録検査機関における検査実施状況報告書（申出様式9）
- (6) 試料の採取及び包装(又は票せん)の確保について、所有者又は占有者の了解を得た場合は、承諾書（申出様式10）を徴しておく。



#### 4 調査結果についての申出者への回答

- (1) 申出を受理した知事は、調査委員会において各種調査結果（試料採取状況、包装（又は票せん）等の確保状況、鑑定及び計測結果、地域登録検査機関に対する聴取結果並びに保管状況（又は運送状況）の結果等）に基づき、申出の内容が事実であるか否か等について判断を行う。
- (2) 申出を受理した知事は、調査の結果、申出の内容が事実であると判断した場合は、法第33条第2項に基づき、当該地域登録検査機関に対して検査証明の訂正その他所要の措置を講じる。  
なお、申出を受理した知事は、当該地域登録検査機関の主たる事務所が当該区域と異なる場合にあっては、主たる事務所の住所地を管轄する地方農政局長に情報提供を併せて行うものとする。
- (3) 申出を受理した知事は、申出者に対し調査結果を記載した[農林水産大臣に対する申出に係る調査結果通知書（申出様式11）](#)をもって回答する。  
なお、調査結果通知書は原則として手交により行うこととし、口頭による説明を行う。
- (4) 申出を受理した知事は、(3)について行ったときは、回答・説明状況を[農産物検査法第33条第1項の申出に係る調査状況報告書（申出様式12）](#)に取りまとめ、直ちに東海農政局長に当該情報を共有する。  
なお、地域登録検査機関に対して検査証明の訂正等所要の措置を講じたときは、その講じた措置の内容を[地域登録検査機関に対して講じた処置状況について（申出様式13）](#)に記載し、東海農政局長に当該情報を共有するものとする。

#### 5 検査に関する苦情の処理

知事は、申出に基づくもののほか、関係者から農産物検査に関する苦情があった場合は、本要領に準じて適切に処理する。

### 第3 行政処分及び公表

#### 1 行政処分及び公表の指針

- (1) 地域登録検査機関の行為が法に違反していることを確認した場合、[「農産物検査法違反に係る行政処分及び公表の指針（平成27年4月1日農林水産省。以下「行政処分及び公表の指針」という。）」（参考文書3）](#)に基づき、法第22条による適合命令、法第23条による改善命令又は法第24条による登録の取消し若しくは業務停止の命令（以下これらの命令等を「行政処分」という。）を行う。
- (2) 行政処分をした場合、[「行政処分及び公表の指針」（参考文書3）](#)「行政処分及び公表の指針」に基づき、公表する。

## 2 行政処分の報告

(1) 知事は、令第5条第3項の規定による報告（同条第1項第1号に掲げる事務に係るものに限る。）は、規則第28条により遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を東海農政局長に提出する。

- ア 不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなった受検者の氏名又は名称及び住所
- イ 当該農産物検査を行った地域登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
- ウ 表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（以下この項において「表示の除去等」という。）をした年月日
- エ 表示の除去等に係る農産物の種類
- オ 表示の除去等の内容
- カ その他参考となるべき事項

## 3 地域登録検査機関への措置

国要領別紙 11「登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル」第7による誓約書の提出に応じない場合又は誓約書を提出したにもかかわらず指導等関係農産物検査員を業務改善研修に参加させていない場合は、知事は、東海農政局長と連携し、是正に向けて必要な措置をとる。

# III その他

## 第1 地域登録検査機関の登録事項の証明等

知事は、受検者、売買取引業者等の関係者から、地域登録検査機関の登録事項について照会があったときは、[地域登録検査機関登録状況証明書（証明様式1）](#)により検査機関の登録状況を証明する。

また、知事は、関係者が登録台帳を随時縦覧できるようIの第1の2の(6)のとおり必要な措置を講じる。

## 第2 国との連携

知事は、法の事務に当たって、国との密接な連携の下に行うものとする。

### 第3 その他

手続の細部の事項は、国要領別紙8、別紙9、別紙12及び別紙14を参照のうえ処理することとし、広域登録検査機関を地域登録検査機関と読み替えるものとする。

別紙8 広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

別紙9 広域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

別紙12 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

別紙14 農産物検査の検査結果報告等マニュアル

#### 附則

1. この全部改正は、令和5年3月31日に改正し、令和5年4月1日から適用する。
2. この全部改正前の事務処理要領で行った事務については、なお従前の例により取り扱うものとする。

# 様式等一覧及び留意事項

## I 地域登録検査機関の登録等

### 1 登録等申請書

#### (1) 地域登録検査機関の登録の申請 <国要領別紙8 様式第1-1号>

[地域登録検査機関の登録（登録更新、変更登録）申請書（県細則第1号様式）](#)に、下記の書類を添付し、収入証紙150,000円分と併せて申請する。

※収入証紙の貼付は県の確認後に行います。

| 添付資料 |   |
|------|---|
| 1    | <b>定款及び登記事項証明書</b><br>定款は、農産物検査の業務が申請者の定款に記載されている業務の範囲を逸脱するものでないことを確認する。<br>登記事項証明書は、申請者が法人格をもつ組織として登記されていることを確認する。   |
| 2    | <b>役員の氏名及び住所を記載した書類</b><br>法第17条第3項第1号及び第3号の規定に該当しないことを東海農政局に確認する。  |
| 3    | <b>申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書</b><br>貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書により、農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有することを確認する。<br>なお、これらによっても申請者の財務基盤の健全度の判断が困難な場合には、金融機関が発行する申請者に係る資金調達能力を示す書類（融資証明書）又はこれに準ずる書類の提出を求め、これにより確認する。   |
| 4    | <b>申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画並びに当該両事業年度の収支計算に関する書類</b><br>農産物検査の業務が事業計画に示され、これに見合った予算が確保されていること（手数料収入が見込まれていること等）を確認する。  |
| 5    | <b>申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類</b> （以下「組織規程等」という。）（国要領別紙9第1の1（3））<br>検査部門の公正かつ中立的な業務運営の実施が可能となるような体制が整備されていることを確認する（法第17条第2項第4号の要件）。   |
| 6    | <b>検査場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。）に関する書類</b> （所在地の地図・見取り図、検査場所の写真（全体・内部等）及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類（登記事項証明書、貸借契約書、所有者の承諾書等））<br>(1) 飼料用もみ又は飼料用玄米を除く国内産農産物に係る品位等検査を行う場所<br>ア 所有者又は管理者が当該場所において、法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。 |

- イ 明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められるものであること。
  - ウ 雨天等の場合であっても品位等検査の実施が可能であること。
  - エ 主たる検査時期において、品位等検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、品位等検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。
  - オ 環境が、品位等検査を円滑かつ適正に実施するために適切に維持及び管理されていると認められるものであること。
- (2) 国内産の飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査を行う場所
- ア 所有者又は管理者が当該場所において、法第 17 条第 2 項第 2 号及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。
  - イ 試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。
- (3) 外国産農産物に係る品位等検査を行う場所
- ア 原則として植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 6 条に規定する指定輸入場所であり、臨海地域内（沿岸又は沿岸倉庫）において試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。
  - イ 円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備えていること。
- (4) 成分検査を行う場所
- ア 成分検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。
  - イ 試薬等の適切な保管・管理を行うことができること。
  - ウ 農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。

## 7 農産物検査に必要な器具機材の写真

規則第 16 条に掲げる機械器具その他の設備を所有し、又は貸借契約により使用の権限を有していることを書類、写真により確認する。

なお、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

## 8 農産物検査員と申請者との関係を証明する書面（国要領別紙 9 第 1 の 1（2）ア）

職員の場合にあっては身分証の写し等、出向者及び嘱託職員の場合にあっては辞令、契約書の写し等。

申請書に記載された農産物検査員が申請者の指揮命令下に置かれていることを確認する。

- (2) **地域登録検査機関の登録更新の申請** <国要領別紙8 様式1-2号>  
地域登録検査機関の登録（登録更新、変更登録）申請書（県細則第1号様式）に、(1)の「添付書類」と収入証紙10,100円分を併せて申請する。  
なお、過去に提出した申請書類に変更がない場合は、その旨を記した書面を添付して申請することにより、当該申請書類の添付を省略することができる。  
この際、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けている地域登録検査機関において、改善に向けた状況が確認できないなど、更新にあたって疑義が生じる場合には、知事は東海農政局長と連携し、対応を検討する。
- (3) **地域登録検査機関の変更登録の申請** <国要領別紙8 様式1-3号>  
地域登録検査機関の登録（登録更新、変更登録）申請書（県細則第1号様式）に次に掲げる事項を記入し、(1)の「添付書類」のうち変更しようとする内容に関連する書類を添付して収入証紙30,000円分を併せて申請する。
- ア 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、登録の区分又は、地域登録検査機関が農産物検査を行う区域のうち変更しようとする事項
  - イ 1年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は1年間に行おうとする成分検査の検査見込件数
  - ウ 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
  - エ 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他設備及びその所在する場所

## 2 申請書における留意事項

- (1) 主たる事務所とは、登記事項証明書に記載された主たる事務所を記載する。
- (2) 従たる事務所とは、主たる事務所以外の事務所であって、検査場所を管轄し、請求書の受付、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載する。  
従たる事務所は、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載する。
- (3) 検査場所とは、法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用いて、農産物検査を行う場所をいう。
- (4) 国内産農産物の検査を行う範囲とは、以下のいずれかに該当する区域で行うことができる。
- ア 検査を受けようとする農産物の生産者が居住する区域
  - イ 検査を受けようとする農産物の生産地

(5) 隣接する府県において生産した農産物を三重県において農産物検査を行う場合にあっては、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、この場合、当該隣接府県に(2)の従たる事務所(3)の検査場所を設置しておく必要はないものとする。

- ア 当該検査を行う地域登録検査機関に、当該隣接府県の農産物検査を行うことができる農産物検査員がいること。
- イ 当該検査を行う地域登録検査機関の業務規程に、農産物検査を行う区域として、当該隣接府県を規定していること。
- ウ 当該検査を行う地域登録検査機関の業務規程に、銘柄検査を行おうとする当該隣接府県の銘柄が規定されていること。
- エ 当該検査を行う地域登録検査機関の業務規程に、イ及びウについて、農産物の特例であることが記載されていること。

### 3 その他届出に係る様式

#### 登録事項変更届出書(県細則第2号様式)

<国要領別紙8 様式第2号 登録事項変更届出書>

地域登録検査機関業務休止(廃止)届出書(県細則第3号様式)に以下の書類を添付して届ける。 <国要領別紙8 様式第3号 登録検査機関業務休止(廃止)届出書>

- (1) 農産物の種類の一部において農産物検査業務を休止又は廃止する場合  
農産物検査業務規程変更届出書(任意様式2)及び農産物検査業務規程
- (2) 業務休止の理由が農産物検査員の退職による場合  
県細則第2号様式、様式8及び様式2
- (3) 地域登録検査機関の業務を休止する場合  
休止の開始日が含まれる期間(報告規程(参考文書2)の二の第4欄に掲げる期間をいう。以下同じ)。の農産物検査の結果を添付して休止の開始日以降に提出する。
- (4) 地域登録検査機関の業務を廃止する場合  
次に掲げる書類を業務の廃止日以降に提出する。
  - ア 業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査の結果
  - イ 検査機関登録台帳の登録抹消願書(様式8)  
<国要領別紙8 様式第9号>
  - ウ 農産物検査員証(様式2)
  - エ 地域登録検査機関の登録通知書(様式3)

#### 検査機関登録台帳(様式1)

<規則別記様式第18号(第14条関係) 検査機関登録台帳>

### 農産物検査員証（様式2）

<規則別記様式第19号（第14条関係） 農産物検査員証>

登録台帳に記載する証明書番号は、「□△△◇◇◇◇○○○」の10桁とし、その構成は以下のとおりとする。

- (1) □は、国内産農産物にあつては「K」、外国産農産物にあつては「G」、成分検査にあつては「S」とする。
- (2) △は、総務省で設定している都道府県コードとし、三重県は「24」とする。
- (3) ◇◇◇◇は、農産物検査員名簿に登録された年度（西暦）とする。
- (4) ○○○は、過去からの連番とする。

### 地域登録検査機関の登録通知書（様式3）

<国要領別紙9 様式第1号 登録検査機関の登録通知書>

### 地域登録検査機関の登録拒否通知書（様式4）

<国要領別紙9 様式第2号 登録検査機関の登録拒否通知書>

### 三重県告示（様式5-1～5-7）

<国要領別紙9 様式第4-1号～4-6号 公示>

### 成分検査業務委託届出書（様式6）

<国要領別紙8 様式第7号 成分検査業務委託届出書>

### 再交付願（紛失届）（様式7）

<国要領別紙8 様式第8号 再交付願（紛失届）>

### 検査機関登録台帳の登録抹消願書（様式8）

<国要領別紙8 様式第9号 検査機関登録台帳の登録抹消願書>

## II 農林水産大臣に対する検査結果・申出・行政処分の報告

### I 農産物検査の検査結果報告等

#### (1) 報告書（地域登録検査機関→知事）

農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）

#### 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（県細則第4号様式）

<国要領別紙14 別記様式第1号 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書>

#### 水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（県細則第4-2号様式）

<国要領別紙14 別記様式第1号の2 水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書>

#### 国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（県細則第5号様式）

<国要領別紙14 別記様式第2号 国内産米穀の等級理由別検査結果報告書>



国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（県細則第6号様式）

<国要領別紙14 別記様式第3号 国内産麦類の等級理由別検査結果報告書>

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（県細則第7号様式）

<国要領別紙14 別記様式第4号 国内産大豆の等級理由別検査結果報告書>

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（県細則第8号様式）

<国要領別紙14 別記様式第5号 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書>

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（県細則第9号様式）

<国要領別紙14 別記様式第6号 外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書>

成分検査結果報告書（県細則第10号様式）

<国要領別紙14 別記様式第7号 成分検査結果報告書>

(2) 報告書（知事→東海農政局）

別紙14「農産物検査の検査結果等報告マニュアル」

別表 P14-5

様式第1号 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書

様式第1号-2 水稻うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書

様式第2号 国内産米穀の等級理由別検査結果報告書

様式第3号 国内産麦類の等級理由別検査結果報告書

様式第4号 国内産大豆の等級理由別検査結果報告書

様式第5号 国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書

様式第6号 外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書

様式第7号 成分検査結果報告書

地域登録検査機関の登録状況【国内産農産物】（報告様式1-1）

<国要領別紙9様式第9-1号 登録検査機関登録状況【国内産農産物】>

地域登録検査機関の登録状況【外国産農産物】（報告様式1-2）

<国要領別紙9様式第9-2号 登録検査機関登録状況【外国産農産物】>

地域登録検査機関の登録状況【成分検査】（報告様式1-3）

<国要領別紙9様式第9-3号 登録検査機関登録状況【成分検査】>

登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧表（三重県）（報告様式2）

<国要領別紙2様式第7号 登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧表>

2 農林水産大臣に対する申出の取扱い

申出書（申出様式1）

<国要領別紙12 様式第1号 申出書>

農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票（申出様式2）

<国要領別紙12 様式第2号 農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票>

農林水産大臣に対する申出に係る調査委員会記録票（申出様式3）

<国要領別紙12 様式第3号 農林水産大臣に対する申出に係る調査委員会記録票>

農林水産大臣に対する申出に係る不受理通知書（申出様式4）

<国要領別紙12 様式第4号 農林水産大臣に対する申出に係る不受理通知書>

農林水産大臣に対する申出に係る調査協力依頼（申出様式5）

<改正前県事務要領 様式第5号>

試料採取状況及び包装(又は票せん)等の確保状況報告書（申出様式6）

<国要領別紙12 様式第6号 試料の採取状況及び包装(又は票せん)の確保状況報告書>  
鑑定及び計測結果報告書（申出様式7）

<国要領別紙12 様式第7号 鑑定及び計測結果報告書>

保管状況(又は運送状況)調査報告書（申出様式8）

<国要領別紙12 様式第8号 保管状況(又は運送状況)調査報告書>

地域登録検査機関における検査実施状況報告書（申出様式9）

<国要領別紙12 様式第9号 登録検査機関における検査実施状況報告書>

承諾書（申出様式10）

<国要領別紙12 様式第10号 承諾書>

農林水産大臣に対する申出に係る調査結果通知書（申出様式11）

<国要領別紙12 様式第11号 農林水産大臣に対する申出に係る調査結果通知書>

農産物検査法第33条第1項の申出に係る調査状況報告書（申出様式12）

<国要領別紙12 様式第12号 農産物検査法第33条第1項の申出に係る調査状況報告書>

地域登録検査機関に対して講じた処置状況について（申出様式13）

<国要領別紙12 様式第13号 登録検査機関に対して講じた処置状況について>

### 3 行政処分<sup>の</sup>報告

農産物検査法施行規則第28条に係る行政処分報告書（報告様式3）

## III その他

### 1 地域登録検査機関の登録事項の証明等

地域登録検査機関登録状況証明書（証明様式1）

<国要領別紙9様式第6号 登録検査機関登録状況証明書>

### 2 任意様式

地域登録検査機関業務休止延長届出書（任意様式1）

農産物検査業務規程変更届出書（任意様式2）

## 農産物検査業務規程

<国要領別紙8「広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」様式例第1号>

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成し、以下の事項について確認を行う。

- (1) 業務規程と登録申請書の内容に齟齬がないこと。
- (2) 法第20条の規定による農産物検査の義務を確実に履行するための措置が講じられていること。

第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

- 2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。
- 3 登録検査機関は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

- (3) 農産物検査の業務の実施方法が、農産物検査の業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであること。
- (4) 検査手数料が、農産物検査に係る必要な経費を適切に反映したものであり、かつ特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。

なお、審査に当たっては、必要に応じて事業計画書及び見積損益計算書(収支予算)等(規程様式1)の書類の提出を求める。

(検査手数料) ……様式例第1号 第21条

- (5) 検査手数料の収納の方法が、明朗かつ確実なものであること。

(検査手数料の収納方法) ……様式例第1号 第22条

- (6) 農産物検査を行う時間及び休日の設定が、円滑な農産物検査の業務の実施に支障を及ぼすものでないこと。

(始業及び終業時刻) ……様式例第1号 第4条

(休日) ……様式例第1号 第5条

- (7) 農産物検査を行う区域及び適切な農産物検査を行う検査場所が明記されているか。

(農産物検査を行う区域) ……様式例第1号 第8条

(農産物検査を行う検査場所) ……様式例第1号 第9条

(8) 受検可能な包装やばら検査の実施、選択銘柄の選択状況等が明記されているか、受付時に確認する。

(農産物検査の受付の条件) . . . 様式例第1号 第13条

ア 検査請求書が必要な期間(3年程度)適正に保存されるものであること。

(9) 請求者に対し、検査を行う前に受検品に関する生産情報等の提出等を求めることとしているか。

(受験のための準備) . . . 様式例第1号 第14条

(10) 農産物検査員の配置が、農産物検査の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすものでないこと。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置) . . . 様式例第1号 第10条

(11) 機械器具その他の設備の保守点検が、定期的に行われるものであること。

(機械器具等及び検査場所の点検) . . . 様式例第1号 第35条

ア 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

イ 業務規程に、機械器具等の保守点検を定期的を実施することを規定していること。

(12) 国内産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関にあっては、検査場所(農産物検査の対象が、飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。)の環境が、次に掲げる場合に応じて適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものであること。

また、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した場合は、[環境点検実施状況確認簿\(規程様式2\)](#)を作成し、確認日及び確認者を記録及び保存しておくものであること。 . . . 様式例第1号 第35条

ただし、地域登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

ア 地域登録検査機関が所有する施設(CEや倉庫等)を検査場所として使用する場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的を実施することで、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

<環境点検の主な項目>

- ・ 5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善
- ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録の作成及び保存(施設の管理日誌等)

イ 地域登録検査機関が、第三者との間で賃貸借契約を結ぶ又は所有者の承諾を得ること  
で検査場所として使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所として使用する場合は、  
農産物検査を実施するごとに、5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、検査  
場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

(13) 農産物検査の請求書の保存が、適正に行われるものであること。

(農産物検査の請求の受理) ……様式例第1号 第12条

ア 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記  
様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ。）による農産物検査に係る検査  
請求書（規程様式3）（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理  
し、検査請求受付簿に整理の上、農産物検査を行うものとする。

イ 検査請求書が必要な期間（3年程度）適正に保存されるものであること。

(14) 農産物検査の業務の一部を補助者に行わせる場合は、農産物検査員の指揮の下で行わ  
せることが明確に示されていること。

(15) (農産物検査の結果の通知) ……様式例第1号 第19条

ア 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するもの  
とする。

なお、農産物検査員は、検査結果格付通知票（規程様式4）により農産物検査の実施  
後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。

イ 検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定め  
ること。

また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請  
サービスにより検査請求者に通知することができる。

なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望  
ましい。

(ア) 請求者氏名及び住所

(イ) 検査結果別数量

(ウ) 格付理由

(エ) 検査年月日

- (16) (帳簿の作成及び保存) ……様式例第1号 第20条
- ア 地域登録検査機関は、法第25条及び規則第22条の規定に基づき帳簿を作成し、これを保存する。
  - イ 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。
  - ウ 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。
  - エ 複数の抽出方法によりサンプリングを行った場合、抽出方法ごとに帳簿を作成及び保存しておくこと。  
なお、帳簿の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条第1項及び第4条第1項に基づき行うことができる。
  - オ 国内産農産物に係る品位等検査([検査請求者別検査台帳\(国内産農産物\)\(規程様式5\)](#))
  - カ 外国産農産物に係る品位等検査([外国産農産物検査台帳\(規程様式6\)](#))
  - キ 成分検査([成分検査台帳\(規程様式7\)](#))
- (17) (組織) ……様式例第1号 第24条
- ア 組織規程等により組織の権限、責任及び業務分担がわかること。
  - イ 最高責任者(会長)からの指示系統が明確に示されていること。
  - ウ 農産物検査員の氏名、農産物検査を行う種類及び区域について整理されていること。
- (18) (農産物検査員の任命) ……様式例第1号 第27条
- ア 任命の基準が登録要件と整合していること。
  - イ 農産物検査員は、法、農産物規格その他関係法令に精通していること。
  - ウ 農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の[宣誓書\(規程様式8\)](#)を交わしていること。
  - エ 指導的農産物検査員は、地方農政局長が行う程度統一会等に参加するとともに、農産物検査員を指導できる者を指名する。
- (19) (内部監査) ……様式例第1号 第30条
- ア 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を計画的かつ定期的の実施するものとする。
  - イ 内部監査の手順は、別途定める[内部監査規程\(規程様式9\)](#)による。
  - ウ 内部監査規程においては、監査の方法、頻度、内部監査員の資格、監査結果の改善手順等について規定すること。

- (20) (等級証印の管理) ……様式例第1号 第36条
- ア 等級証印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。
  - イ 地域登録検査機関は、等級証印を適切に管理するため、別途定める農産物検査用等級証印・農産物検査員認印の取扱要領（以下、「等級証印等取扱要領」という。）（規程様式10）に管理方法等を定める。
  - ウ 地域登録検査機関は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに知事へ報告し、東海農政局長又は知事の要請による調査等に協力するとともに適切な措置を講じる。
  - エ 地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。
- (21) (検査証明事項の訂正方法) ……様式例第1号 第36条の2
- ア 地域登録検査機関は、法第13条第2項に規定する紛らわしい表示とならないように、地域登録検査機関が定める等級証印等取扱要領（規程様式10）に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。
  - イ 等級証印等取扱要領（規程様式10）に検査証明事項の訂正方法の定めがない場合には、検査証明事項の訂正方法（参考文書5）に示されている訂正方法によらなければならない。
  - ウ 電子情報処理組織を使用する方法を用いる場合は、訂正の履歴を残さなければならない。
- (22) (等級証印の不正使用等) ……様式例第1号 第37条
- ア 本会の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。
  - イ 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、知事の要請による調査等に協力するものとする。
- (23) (農産物検査の結果の報告) ……様式例第1号 第38条
- ア 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。  
なお、同報告は共通サービスにより検査の報告ができるものとする。

## 規程様式

業務規程で規定した場合に作成が必要となる様式であり、任意様式による。

[事業計画書及び見積損益計算書（収支予算）等（規程様式1）](#)

[環境点検実施状況確認簿（規程様式2）](#)

[検査請求書（規程様式3）](#)

[検査結果格付通知票（規程様式4）](#)

[検査請求者別検査台帳（国内産農産物）（規程様式5）](#)

<国要領別紙8様式第4号 検査請求者別検査台帳（国内産農産物）>

[外国産農産物検査台帳（規程様式6）](#)

<国要領別紙8様式第5号 外国産農産物検査台帳>

[成分検査台帳（規程様式7）](#)

<国要領別紙8様式第6号 成分検査台帳>

[宣誓書（規程様式8）](#)

[内部監査規程（規程様式9）](#)

[農産物検査用等級証印・農産物検査員認印の取扱要領（規程様式10）](#)

## 参考文書一覧

[登録検査機関一覧表（参考文書1）](#)

<国要領別紙9 様式第10号>

[報告規程（参考文書2）](#)

農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）

[農産物検査法違反に係る行政処分及び公表の指針（参考文書3）](#)

農産物検査法違反に係る行政処分及び公表の指針（平成27年4月1日農林水産省）

[三重県手数料条例（参考文書4）](#)

三重県手数料条例（平成12年3月24日 三重県条例第4号）

[検査証明事項の訂正方法（参考文書5）](#)

<国要領別紙8 別紙参考>

[県細則（参考文書6）](#)

三重県農産物検査法施行細則（平成28年3月29日 三重県規則第38号）